

船障第2865号
令和6年8月6日

各町会・自治会長 様
各町会・自治会 ご担当者 様

船橋市健康福祉局
福祉サービス部長

障害者グループホーム等での「地域連携推進会議」等のご協力について（依頼）

日頃より、本市の障害福祉行政にご理解とご協力をいただき誠にありがとうございます。

このたび、グループホーム等の運営基準を規定する国の基準省令の改正により、障害者グループホーム及び施設入所支援を行う事業所において『地域連携推進会議』の開催と住居（施設）の見学を実施することが義務付けられました。（令和7年3月31日までは努力義務）

この目的は、地域の関係者を含む外部の目を定期的に入れ、事業運営の透明性を高め、サービスの質の確保につなげることです。

つきましては、グループホームや施設を運営する事業者より地域の皆様に会議への出席などの依頼がありましたら、ぜひご協力いただきますようお願い申し上げます。

地域連携推進会議の概要等につきましては、下記及び別添チラシをご参照ください。

なお、ご不明な点がございましたら、下記問い合わせ先までご連絡をお願いいたします。

【地域連携推進会議とは】

- ・おおむね1年に1回以上、事業所が主体となって地域連携推進会議を開催する。

（議題）

- ・施設紹介、事業の運営状況等を報告
- ・地域等からの必要な要望、助言等を聴く
- ・行事案内 等

（構成員）

- ・利用者、利用者家族、地域の関係者、福祉に知見を有する者、市町村の担当者 等
- ・おおむね1年に1回以上、構成員が事業所を見学する機会を設ける。

<問い合わせ先>

船橋市役所 障害福祉課 計画係

TEL：047-436-2307